

財務諸表の附属明細書

1. 公益充実資金の前年度末明細

前年度末				
各資金の明細		実施時期（年度）※西暦	所要額	残高
創立80周年記念事業積立資産	費用	2029年度	3, 500, 000 円	1, 500, 000 円

2. 公益充実資金の本年度末明細

当該事業年度開始日(西曆)	2025/4/1
---------------	----------

本年度末						
前期末残高		取崩額（合計値）	取崩額のうち資産取得分以外	積立額	今期末残高	積立限度額
1,500,000 円		0 円	0 円	500,000 円	2,000,000 円	3,500,000 円
各資金の明細		実施時期（年度）※西暦	所要額	取崩額（個別）	備考	
創立80周年記念事業積立資産	費用	2029年度	3,500,000 円	0 円		

3. 公益充実資金の明細

費用											
特定の事業又は資産取得等の名称	創立80周年記念事業積立資産										
当該活動の内容	令和11年10月で創立80周年となる当会の記念事業として、公開講演会の開催、記念式典、記念祝会を開催するため、公益目的事業会計費用として積立てる。										
計画期間（目的設定～実施）	西暦	2022	年	4	月	～	2029	年	10	月	月数（90月）
所要額の算定方法	令和元年度に実施した創立70周年記念事業に関する実績額を参考にして以下の金額を見積り、その範囲内の金額を積立限度額とした。 合計金額 6,000,000円 ①記念イベント開催費用 4,350,000円 （地域社会貢献を目的とする収益目的事業・・・公開講演会、コンサート） 創立70周年記念事業の実績並びにこれまで取り組んだ公開講演会の開催実績並びに県内他法人会の周年記念イベント開催実績を参考に、予想される会場費、出演料（講師謝礼）等の必要費用を踏まえ算定 ②記念式典・記念祝賀会開催費用 1,650,000円 （税務行政協力団体として歴史の節目に、更なる発展を期して開催するもの） 創立70周年記念事業の実績並びに毎年実施している新年賀詞交歓会や部会の周年記念式典ならびに県内他法人会の記念式典等開催実績を参考に、予想される会場費、懇親会費用等の必要費用を踏まえ算定 合計金額ー積立限度額＝2,500,000円は手元資金から補填します。										

4. 公益目的事業継続予備財産

①保有の必要性		公益目的事業継続予備財産を保有する必要性を記載する。以下の i ～ iv の観点からの説明が考えらる。 i 公益法人の事業内容、ii 資産及び収支の状況、iii 災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益目的事業の継続が困難となる事態、iv 不測の事態に備えた平時の取組		
今後、首都直下型地震等の大規模災害が発生し、政府による激甚災害の指定等が千葉東税務署管内について行われた場合、当会会員の被害状況によっては会員支援として年会費の「減額又は免除」を検討・実施することも想定される。 仮に会費の「減額又は免除」を実施した場合、公益目的事業のうち当会が最も優先的に行う事業（※税環境改善（公1））について、資金不足から継続実施が困難となる可能性がある。 このため、会費収入が無い状況下においても公益事業を継続的に行うための資金を平時から別途保有しておく必要がある。				
②限度額	15, 384, 512	円	上記①の必要性に基づき必要となる金額とその理由・根拠を記載	
①必要額算定の考え方 ・公益目的事業のうち、当会が最も優先的に行う事業（※税環境改善（公1））を緊急時において最低限継続する事業と位置付ける。 ・必要額は、この事業を実施するための経費（事業費及び固定費）から、公益に係る全法連等からの受取補助金・助成金を控除した金額とする。 〔※緊急時において最低限継続する事業（税環境改善（公1）） 研修相談事業、租税教育事業、税制提言事業、税の広報事業 ②必要額（令和7年度収支予算を基に算出） 「研修相談事業費」＋「租税教育事業費」＋「税制提言事業費」＋「税の広報事業費」＋「管理費（公1）」－「受取補助金等（公1）」＝必要額（限度額） 3, 505, 213＋1, 241, 230＋105, 000＋4, 250, 180＋17, 725, 466－11, 442, 577＝15, 384, 512円				
③公益目的事業継続予備財産額		使途不特定財産額の計算において控除される予備財産額は、「上記②限度額」又は「使途の定まっていない公益目的事業財産（対応する負債を除く）の額」のいずれも超えることはできない。		
②限度額		使途の定まっていない公益目的事業財産（対応する負債を除く）の額（※）		公益目的事業継続予備財産額
0 円		20, 579, 349 円⇒		

（※）使途の定まっていない公益目的事業財産（対応する負債を除く）の額＝公益目的事業会計の資産額（対応する負債を除く）－公益目的事業会計の控除対象財産（対応する負債を除く）の額で算定

公益目的事業会計の資産額	1	24, 106, 722 円
公益目的事業会計の負債額	2	円
公益目的事業会計の控除対象財産額	3	#REF! 円
公益目的事業会計の控除対象財産の対応負債の額	4	0 円

公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法 （公益目的事業会計に係るものを記載）		
控除対象財産の額 3欄	31	0 円
控除対象財産に直接対応する負債の額 C（1）5欄のうち公益目的事業会計に係る額	32	円
指定純資産の額	33	円
31欄-32欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額	35	円
各資産に直接対応する負債の額 C(1)5欄+6欄+7欄のうち公益目的事業会計に係る額	36	円
その他負債の額 2欄-35欄-36欄	37	0 円
一般純資産の額	38	円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/（37欄+38欄）	39	0 円

公益法人認定法施行規則第36条第8項の方法 （公益目的事業会計に係るものを記載）		
控除対象財産の額 3欄	31	0 円
指定純資産の額	33	円
31欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円
その他負債の額 2欄-35欄	37	0 円
一般純資産の額	38	円
対応負債の額 34欄×37欄/（37欄+38欄）	39	0 円